

北杜市空き家等対策審議会会議録

- 1 会議名 平成30年度 北杜市空き家等対策審議会（第1回）
- 2 開催日時 平成30年7月23日（月） 午後3時から午後4時40分
- 3 開催場所 北杜市役所 大会議室
- 4 出席者（敬称略）
 - （1） 委員
小林行広、浅川武彦、中山盛夫、清水一秀、草野香壽恵、雨宮正行、板山俊一、保坂三郎、前島治文、武井桂樹、武藤勉、榛原聡、相沢祐樹、三井昇、島衛一
（欠席委員 三井一男、桶本隆男、舩木良、大山勲）
 - （2） 事務局
総務部 （地域課長）大芝一、（防災調整監）坂本賢吾、（ふるさと創生担当リーダー）清水賢一
建設部 （部長）土屋裕、（まちづくり推進課長）植松宏夫、（景観まちづくり担当リーダー）吉田武、（景観まちづくり担当）鳥原弘達、佐藤繁
- 5 議題
 - （1） 空き家等対策について
 - （2） 特定空き家等の認定状況等について
 - （3） 所有者等のない特定空き家等に対する措置について
- 6 公開・非公開の別
一部公開（※ 議題2及び3に関する審議は非公開）
- 7 非公開の理由
北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成20年北杜市告示第6号）第3条第1項第1号に該当するため。
（北杜市情報公開条例（平成16年北杜市条例第12号）第5条各号に掲げる非開示情報に該当する事項について審議を行うとき）
- 8 傍聴人の数 0名
（報道関係者 1社）
- 9 会議録署名委員（敬称略） 小林行広、浅川武彦

10 審議内容

(1) 審議会の公開について

審議会は原則公開とするが、個人情報を含んだ内容の説明及びこれに関連した審議は、北杜市情報公開条例第5条第2号に掲げる非開示情報に該当することから非公開とすることを確認。委員から異議なし。

(2) 空き家等対策について事務局から説明がなされる。

● 質疑応答

【委員】 空き家の所有者に関しては、法務省や法務局で相続登記等のPRを行っているが、所有者の調査は困難を極め、限界がある。空き家だけでなく、所有者不明の土地についても問題が指摘されており、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法において、特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例が定められ、数十年という単位で相続登記等がされていない土地について、登記官が登記名義人となり得る者を探索して相続登記等の勧告を行うこととされている。法務局から司法書士会にこの制度運用について協議があった。少子高齢化が進み、相続からそのまま数十年経過してしまうと、行政が強制的に対応する必要が生じる。

韮崎市の知人から、空き家を探し当てる委員に任命されていると聞いたことがある。市だけで空き家等の所在調査や地域からの情報提供だけでは限界があると思うので、韮崎市のようなに空き家連絡員のような方を任命して、空き家情報を収集することはできないか。

【事務局】 韮崎市では、自治会と連携して空き家コーディネーターと呼ばれる方を任命し、空き家の掘り起こしと移住希望者のサポートを行っている。

本市では、平成27年度に行政区や各総合支所の協力を得て実態調査を行い、これ以降は、地域の方や行政区からの情報をお寄せいただき、現状の把握をしている。他市町村の効果的な取組は参考にさせていただきたい。

【議長】 広報等でも空き家対策について周知を図っているか。

【事務局】 空き家等対策計画を策定した際に、広報紙に記事を掲載したり、市ホームページや所有者等意向調査の際にチラシ等を同封する等の周知を図っている。

【議長】 議題2に移るが、これ以降個人情報を含む審議となることから非公開とする。

(北杜市情報公開条例に掲げる非開示情報に該当する事項を含むため非公開)

(3) 特定空き家等の認定状況等について事務局から説明がなされる。

【質疑】

(4) 所有者等のない特定空き家等に対する措置について事務局から説明がなされる。

【質疑】

- 上記のほか、委員から意見等なし

会議終了 午後4時40分